

公共下水道への早期接続に助成金を交付しています

洲本市では、下水道処理区域内の公共下水道への早期接続を促進することで、生活環境の改善および公共用水域の水質保全を図るとともに、下水道の整備効果の向上に取り組んでいます。

☆助成の対象となる方

次の条件を満たすことが必要です。

- 下水道処理区域内で汲み取り便所・合併処理浄化槽・単独処理浄化槽を廃止し、下水道への接続工事を行う者であること。(新築、建替えに伴う接続工事は対象外)
- 下水道への接続が可能となった年度末より2年以内に排水設備工事を完成できること。
- 借地および借家については、所有者の承諾を得ていること。
- 市税等の滞納がないこと。 など

☆助成金額

- 排水設備工事費以内。(千円未満切捨)
*ただし、限度額は10万円です。
- 合併処理浄化槽を補助金を受けずに設置した方については、接続の時期に関わらず10万円。

例) 汲み取り・単独浄化槽からの切り替え工事(2年以内)	⇒ 最大10万円
補助金を受けた合併浄化槽からの切り替え工事(2年以内)	⇒ 最大10万円
補助金を受けていない合併浄化槽からの切り替え工事(2年以内)	⇒ 10万円+最大10万円
補助金を受けていない合併浄化槽からの切り替え工事(2年超)	⇒ 10万円

☆その他

- 排水設備工事は洲本市排水設備指定工事店に依頼し、実施して下さい。
- 下水道接続により不要となった浄化槽を雨水貯留施設として利用する場合には、別途費用の一部を負担する助成制度があります。

*詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒656-8686 洲本市本町3丁目4番10号
洲本市役所 都市整備部 下水道課環境クリーン推進係
TEL0799-23-3794 (直通)